

# 令和5年度 南丹市教育の指針



南丹市教育委員会

**南丹市教育の基本理念**

P.1

**生涯にわたって学び続ける力の育成と環境の構築**

P.2

**豊かな人間性の育成**

**1 確かな学力の定着と論理的思考力の育成**

1-1	「主体的・対話的で深い学び」の実現	学校教育	
1-2	非認知能力の育成	学校教育	社会教育
1-3	情報教育の推進	学校教育	
1-4	学びのコーディネート力の向上	学校教育	

**2 「夢」と「志」を持ち、豊かな人間性を備えた人材の育成**

2-1	地域の特色を生かした道徳教育の一層の充実	学校教育	
2-2	情報活用能力の育成	学校教育	

**3 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応の充実**

3-1	体力・運動能力の向上	学校教育	
3-2	健康安全教育の充実	学校教育	
3-3	食に関する指導の充実	学校教育	

**安心して学べる環境の構築**

**4 子どもを地域社会総がかりで守る仕組みの整備**

4-1	防災教育の推進	学校教育	
4-2	連携・協働による防災活動の充実	学校教育	教育総務
4-3	安全・安心な学校給食の提供及び推進	学校教育	
4-4	子どもたちを守るシステム活用の充実と体制づくり	学校教育	社会教育
4-5	就学援助事業の充実	学校教育	
4-6	適応指導教室の取組の充実	学校教育	
4-7	放課後における安全・安心を配慮した子どもの居場所づくりの推進	社会教育	

**5 学校や生涯学習施設の安全対策の推進**

5-1	児童生徒が安心して学び、生活する場の計画的な整備	教育総務	
5-2	ICT機器を活用した学びの保障	学校教育	教育総務
5-3	施設の耐震補強とユニバーサルデザイン化	教育総務	社会教育
5-4	社会教育施設・社会体育施設の整備と充実	社会教育	

**6 0歳から読書で学べる環境の構築**

6-1	乳幼児期から読書に親しむ機会の創出	社会教育	
6-2	読書の機会と環境の拡充	学校教育	社会教育
6-3	他の催しと連動した図書館事業の運営	社会教育	
6-4	読書ボランティア等への支援	社会教育	

**7 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境の整備**

7-1	学校現場における業務改善を通じた教育の質的向上	教育総務	
7-2	事務職員の学校運営への参画	学校教育	教育総務

**これからの社会を生き抜く力の育成とつながりの構築**

P.6

**人権が尊重されるまちづくりとダイバーシティ教育の推進**

**8 人権が尊重されるまちづくりの推進**

8-1	人権教育を基盤とした教育の推進	学校教育	
8-2	生徒指導の3機能を生かした指導の充実	学校教育	

8-3	教職員の人権研修の充実	学校教育
8-4	生涯学習としての人権学習の取り組み	社会教育

## 9 外国語教育や多様な文化の学習の充実

9-1	グローバル人材の育成	学校教育
-----	------------	------

## 10 ユニバーサルデザイン環境の構築やバリアフリー意識の啓発・浸透

10-1	障がいに対する正しい理解の促進と切れ目のない支援の充実	学校教育	
10-2	各校園における教育・保育のユニバーサルデザイン化	学校教育	教育総務
10-3	「心のバリアフリー」の意識の啓発・浸透	学校教育	社会教育

## 自己肯定感・有用感の育成

### 11 生涯にわたる学習機会と自発的な学習活動への参加の促進

11-1	児童生徒が主体的に取り組むキャリア教育の推進	学校教育	
11-2	自ら学ぼうとする意欲の向上	学校教育	教育総務

### 12 さまざまな学習機会の創出と異年齢での学びや交流の場の推進

12-1	子どもから大人までが集える機会の創出	学校教育	社会教育
12-2	校種間連携教育の推進	学校教育	
12-3	社会教育施設を活用した親子体験活動等の充実	社会教育	
12-4	切れ目のない円滑な指導体制の推進	学校教育	

### 13 生涯にわたって誰もがスポーツを楽しみ、文化に親しめる仕組みの整備

13-1	「南丹市スポーツ推進計画」の具現化	社会教育
13-2	文化芸術活動の充実とその魅力の発信	学校教育
13-3	文化力の掘り起こしと向上に向けた支援	社会教育

## ふるさと南丹市を愛する心の醸成

P.9

## 「地域を学ぶ、地域で学ぶ」環境の創出

### 14 地域資源を活用した体験や学べる環境の整備

14-1	地域社会をキャンパスとした学習の充実	学校教育	社会教育
14-2	地域資源に触れる機会の充実	社会教育	
14-3	自然体験活動を通じた学びの再構築とその充実	学校教育	社会教育

### 15 子どもが地域社会で活躍できる場や地域人材が学校で活躍できる場の創出

15-1	「地域とともにある学校づくり」推進体制の構築	学校教育	社会教育
15-2	地域学校協働活動の推進	学校教育	社会教育
15-3	児童生徒と地域がともに学ぶ機会の充実	社会教育	
15-4	地域連携等による体験活動の充実	学校教育	社会教育

## 文化芸術の継承・発展による文化力の向上

### 16 文化芸術の魅力の情報発信と文化芸術を楽しめる環境の構築

16-1	文化芸術に係る展覧会等の充実	社会教育
16-2	団体や個人の発表の場となる環境の整備	社会教育
16-3	文化芸術に親しみ、感性を高められる機会の創出	社会教育

### 17 市の文化財の魅力の創出と発信

17-1	文化財の魅力の創出・発掘	社会教育
17-2	地域の伝統文化の記録保存	社会教育
17-3	文化財の魅力の効果的な発信	社会教育
17-4	文化博物館・郷土資料館活動の充実	社会教育
17-5	市内の各種団体等との連携体制の強化	社会教育
17-6	子どもや若者を対象とした文化財の魅力創出策の充実	社会教育

# 南丹市教育の基本理念

南丹市教育委員会では、平成30年度第2次南丹市総合振興計画の策定を受けて教育振興基本計画の見直しを図り、今後の予想される社会の変化に対応でき、次代を創生していく市民の育成を目指して、平成31年1月に第2次南丹市教育振興基本計画を策定しました。本計画の着実な実現を図るため、毎年度進捗状況の把握・評価を行い、重点課題を整理した上で、今年度の実践の方向性を「南丹市教育の指針」にまとめ、その具体化を図っていきます。

## 南丹市の目指す市民像

人権が尊重される温もりある地域社会の一員として、自然と文化の薫り高い『ふるさと南丹市』を愛し、生涯にわたって主体的で心豊かに学び続け、ともに生きようとする市民

生涯にわたって学び続ける力の育成と環境の構築		これからの社会を生き抜く力の育成とつながりの構築			ふるさと南丹市を愛する心の醸成	
豊かな人間性の育成	安心して学べる環境の構築	人権が尊重されるまちづくりと教育の推進	自己肯定感・有用感の育成	「地域を学ぶ、地で学ぶ」環境の創出	文化芸術の継承力・発展による文化向上	
1 確かな学力の定着と論理的思考力の育成	2 「夢」と「志」を持ち、豊かな人間性を備えた人材の育成	3 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応の充実	4 子どもを地域社会総がかりで守る仕組みの整備	5 学校や生涯学習施設の安全対策の推進	6 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境の整備	
		7 0歳から読書で学べる環境の構築	8 外国語教育や多様な文化の学習の充実	9 人権が尊重されるまちづくりの推進	10 ユニバーサルデザイン環境の構築やバリアフリー意識の啓発・浸透	
			11 生涯にわたる学習機会と自発的な学習活動への参加の促進	12 さまざまな学習機会の創出と異年齢での学びや交流の場の推進	13 生涯にわたって誰もがスポーツを楽しみ、文化に親しめる仕組みの整備	
				14 地域資源を活用した体験や学べる環境の整備	15 子どもが地域社会で活躍できる場や地域人材が学校で活躍できる場の創出	
					16 文化芸術の魅力の情報発信と文化芸術を楽しめる環境の構築	
					17 市の文化財の魅力の創出と発信	

## 南丹市教育の基本理念を実現するための3つの柱

### 1 確かな学力の定着と論理的思考力の育成

変化する社会を生き抜くためには、得た知識や技能を必要に応じて組み合わせたり、表現したりすることで、正解が一つではない課題を解決し、新たな価値を創造する力が求められます。そういった学びを深めるためにも、効率よく学び、学びを表現するツールとしてICTを十分に活用し、論理的思考力を育成します。また、次代に対応できる人材育成ができるよう、学校教職員の指導力の向上を図ります。

#### 1-1 「主体的・対話的で深い学び」の実現

- ・ 学習指導要領の趣旨を実現するため、「主体的・対話的で深い学び」のある授業を実践し、児童生徒一人一人が未来を切り拓くための資質・能力を最大限引き出し、生きる力を育む教育を推進します。

#### 1-2 非認知能力の育成

- ・ 保幼小中の更なる連携・研究の推進及び地域学校協働活動をはじめとした地域・家庭との協働により、それぞれの発達段階に応じた非認知能力の育成を図ります。



#### 1-3 情報教育の推進

- ・ 小学校低学年から発達段階に応じてICT機器の操作を身につけ、効果的に活用できる力を育てます。
- ・ タブレット端末等ICT機器の効果的活用を進めるための研修会や授業研究会を開催する等、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業実践に取り組みます。

#### 1-4 学びのコーディネート力の向上

- ・ 教職員の学びのコーディネート力・ファシリテート力の向上を図り、児童生徒を学習の主体者とする授業を実践し、確かな学力を育成するための授業改善を行います。

### 2 「夢」と「志」を持ち、豊かな人間性を備えた人材の育成

豊かな人間性を備えた人材を育成するためには、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を育み、その基盤となる「生きる力」としての学力を育成します。また社会の基盤となるICTを身近なものとしてとらえ、考える感性を養います。

#### 2-1 地域の特色を生かした道徳教育の一層の充実

- ・ 地域・家庭・学校の三者で目指す子ども像を共有し、その実現に向けて「地域道徳」を全体計画や年間指導計画、別葉に位置付けます。また、地域・保護者が参画した効果的な道徳授業の実践や持続可能な道徳教育を推進し、地域総がかりで児童生徒と地域の道徳性を育みます。
- ・ 「考え、議論する道徳」の実践に努めるとともに、地域・保護者が参画した魅力的な教材の開発を進め、共に学び育つ、地域の特色を生かした道徳教育を推進します。



#### 2-2 情報活用能力の育成

- ・ ICT機器の活用を通して、情報や情報手段を主体的に選択し、情報処理能力及び情報活用能力を高めるとともに、人権的な視点を重視した情報モラルを指導し、発達段階に応じた情報モラルの習得を計画的に進めます。

### 3 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応の充実

健康であることの意義を理解させ、生涯にわたって健康で安全な生活や健全な食生活を送ろうとする態度を育成します。

#### 3-1 体力・運動能力の向上

- ・ 保幼小中の連携の中で、遊びや運動の楽しさと喜びを味わいながら、運動能力の向上を培うと共に生涯を通じて運動に親しむ態度の育成を図ります。
- ・ 体力、運動能力の課題を克服するための指導を図ることで、活力ある生活を営む基礎となる体力の向上を培います。



#### 3-2 健康安全教育の充実

- ・ 薬物乱用防止教室等を通して、薬物に対する正しい理解と薬物乱用から大切な自分を守るための知識と判断力を育みます。
- ・ 感染症について正しく理解し、疾病を予防する生活を実践できる態度を育成します。

#### 3-3 食に関する指導の充実

- ・ 地域・家庭・学校・給食調理場・関係部署等が連携し、食育を通じて、望ましい食習慣のあり方を理解し、生涯にわたり食を通して自らの心と体の健康管理ができる力を育成します。
- ・ 和食や伝統食、行事食を給食に取り入れることで、児童生徒の食文化に対する興味・関心を高める取組を進めます。
- ・ 地産地消に努め、生産者との交流や栽培体験などを通して、郷土愛や食べ物を大切にする心、感謝の心を育成します。



## 安心して学べる環境の構築

### 4 子どもを地域社会総がかりで守る仕組みの整備

地域社会総がかりでセーフティネットを構築するとともに、子どもが自らの身を守る力を育成します。自然災害や、子どもを取り巻く社会環境に起因する様々な危機から子どもを守る仕組みや環境を整えます。

#### 4-1 防災教育の推進

- ・ 関係機関と協働し、避難訓練や疑似被災体験等を通して児童生徒が主体的に災害・防災についての理解を深める取組を計画的かつ繰り返し実施します。
- ・ 学校・地域の実態に即して、学校運営協議会・地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）と連携し、地域と協働した防災の取組等を通して、命を最優先した判断力と臨機応変に対応できる力を育成します。
- ・ 感染症について、地域・家庭・学校が関係機関と連携し、予防のための学習環境等の充実・整備を図ります。

#### 4-2 連携・協働による防災活動の充実

- ・ 地域・家庭・学校・関係機関等が、連携・協働する体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担し、子どもの安全・安心対策に取り組みます。



#### 4-3 安全・安心な学校給食の提供及び推進

- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒が安心して過ごせるよう、家庭・学校・給食調理場が連携し、アレルギーの理解教育、調理職員の研修や、献立内容の充実を図ります。

- ・学校と給食調理場が連携し、異物混入防止や食中毒予防などに努め、危機管理意識の向上を図ります。
- ・防災食（乾パン、カレー等）を備蓄し、「非常食を知る日」を設け、避難訓練や防災教育などと合わせて防災食を試食することで、災害に対する知識や心構えを育みます。

#### 4-4 子どもたちを守るシステム活用の充実と体制づくり

- ・児童虐待から子どもを守るために、保幼小中の現場と教育委員会及び関係機関が迅速に連携・情報共有できるシステム活用の充実を図るとともに、的確に対応するための体制を整えます。
- ・通学路の危険箇所を、保護者・学校・地域・行政・警察で点検・共有し、連携して危険箇所の改善や安全対策の取り組みを進めます。
- ・学校施設内に防犯警報装置（警報ブザーなど）、防犯カメラ等の防犯設備を設置し、児童生徒が安全に安心して学校で過ごせるよう整備を進めます。
- ・子育てや安全・安心、人権等の共通テーマに関し、PTAとの連携を図りながら、子育ての基盤である家庭教育を支援する取組を進めます。

#### 4-5 就学援助事業の充実

- ・就学援助制度が必要な家庭に行き渡るよう制度の周知を図ります。

#### 4-6 適応指導教室の取組の充実

- ・様々な理由で教室や学校に行きにくい児童生徒やその保護者に対して、関係諸機関との連携協働等を図り、社会的自立に向けた適切な支援を包括的に行います。
- ・不登校児童生徒支援の観点においても、実態交流や情報交流を積極的に行い、校種間連携による切れ目のない支援体制を更に推進します。



#### 4-7 放課後における安全・安心を配慮した子どもの居場所づくりの推進

- ・放課後の居場所としての放課後児童クラブを通学校近くに設置します。
- ・学校や放課後児童クラブが連携を図りながら、子どもの居場所の充実に向けた放課後子ども教室の拡充を図ります。

## 5 学校や生涯学習施設の安全対策の推進

安心して学習できる教育施設、教育環境の確保と、災害時には避難所としての機能が果たせるように、施設の改修・維持管理に努めます。

#### 5-1 児童生徒が安心して学び、生活する場の計画的な整備

- ・児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、計画的な施設の点検による状態把握を行い、老朽化対策や質的整備を進めます。また、教育施設の長寿命化を図ることで、効率的な維持保全を推進します。

#### 5-2 ICT機器を活用した学びの保障

- ・校内ネットワーク環境の維持管理、ICT機器の保管や情報セキュリティに関する整備を進めます。また、災害時や感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べるよう、ICT機器を活用した学習保障を整備します。



#### 5-3 施設の耐震補強とユニバーサルデザイン化

- ・障がいの有無や性別に関わらず、児童生徒が安心して学校生活を送ることができ、また、生涯学習活動や、高齢者をはじめとする地域住民の交流など多様な活動の拠点として、全ての人が使いやすい施設の改修・改善を行います。

#### 5-4 社会教育施設・社会体育施設の整備と充実

- ・誰もが利用しやすい社会教育関連施設を目指し、「南丹市公共施設再配置計画」を踏まえながら、関連施設の機能集約や統廃合を見据えた整備・充実の検討を進めます。

## 6 0歳から読書で学べる環境の構築

学びの基礎力の一つとなる読書を、楽しみながら習慣づけるとともに、すべての世代において読書に親しめる環境を整えます。

### 6-1 乳幼児期から読書に親しむ機会の創出

- ・乳幼児期から親子で本の楽しさや絵本を知る機会を、子育て支援課、保健医療課と連携を図りながら進めます。



### 6-2 読書の機会と環境の拡充

- ・読書活動を教育課程に適切に位置付け図書館教育の推進を図ります。また、ことばの力育成支援員や市立図書館・室との連携を図り、お勧め本の紹介や「読書モリモリカード」等の取組をいかながら読書環境の充実に努めます。
- ・訪れたい図書館を目指した環境作りと、子どもたちが求める図書や学校での調べ学習に必要な資料を充実させる「さがしてカード」等の取組によって読書活用を進め、読書活動を推進します。
- ・読書を支援する道具やバリアフリー図書を充実させ、障がいの有無に関わらず、誰もが読書をしやすい環境の整備を進めます。

### 6-3 他の催しと連動した図書館事業の運営

- ・他の部署の催しと関連した特別展示を企画し、本を介した知識の拡充と情報発信を行います。また、様々な本の著者を迎え、本への関心や読書に興味を抱く講演会を開催します。

### 6-4 読書ボランティア等への支援

- ・地域で活動される読書ボランティア等へのアドバイスや支援を行い、読書活動の充実につなぎます。

## 7 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境の整備

学校と教育委員会が一体となり、教育の質の向上を図ることができるように、学校現場における業務改善を推進します。

### 7-1 学校現場における業務改善を通じた教育の質的向上

- ・教員の担う業務を見直し、勤務時間の縮減を進める一方で、自己研鑽（じこけんさん）に励む時間を確保するなど、保護者や地域の理解を得ながら、教職員の意識改革を進めます。
- ・学校における業務の省力化・効率化に向けた環境整備を進め、心の余裕を持って児童生徒と向き合う時間を増やし、教育の質的向上を図ります。
- ・校務系サーバー（学校間ネットワーク）を活用して、各学校で作成された教材や指導事例を蓄積・共有し児童生徒の知的好奇心を引き出す教材作りや授業改善を進めます。

### 7-2 事務職員の学校運営への参画

- ・共同学校事務室における事務の共同化により、チームとして人材育成に取り組み、一人一人のスキルアップを図るとともに、行政職員の立場から目指す子ども像の実現に向けた学校運営への参画を進めます。



### 8 人権が尊重されるまちづくりの推進

すべての教育活動の基盤に同和教育を柱とした人権教育を位置付け、誰もが安心して学び、生活することができるまちづくりを目指します。

#### 8-1 人権教育を基盤とした教育の推進

- ・ 発達段階に応じて、同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる人権問題を正しく理解認識するための素地となる学習を計画的・系統的に推進します。
- ・ 全ての教育活動に人権教育の視点を位置付け、豊かな感性や科学的なものの見方・考え方を発達段階に応じて育み、多様性を認め、正しい価値観に基づいて行動できる力を育成します。
- ・ いじめの防止、いじめの早期発見及び早期対応のための対策を効果的に推進するために「いじめ防止基本方針」を策定し、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進します。
- ・ 学級を基本とした児童会生徒会活動等のあらゆる活動を通して、いじめをはじめとした人権侵害や偏見差別を許さない仲間づくりを、児童生徒の主体性を尊重しながら推進します。



#### 8-2 生徒指導の3機能を生かした指導の充実

- ・ 学校生活全体を通して、自己存在感・有用感を高め、共感的人間関係を育み、自己決定を大切にした指導を丹念に積み上げ、自己指導能力の向上に努めていきます。
- ・ 不登校や問題行動については、その背景を多面的な視点から見立て、支援計画を作成し、児童生徒の理解を行うとともに、それを基にしたよりよい成長につなぐ指導支援を保護者や関係機関と協働しながら組織的に行います。

#### 8-3 教職員の人権研修の充実

- ・ 教職員の人権に関する意識や知識等を把握し、人権意識の高揚及び人権教育を推進するための研修の充実を図ります。
- ・ 年代や出身地域の違いによる、人権教育履修状況の差を是正するため、また若手教員に対する人権の意識を向上させるために人権研修を充実させていきます。

#### 8-4 生涯学習としての人権学習の取組

- ・ 南丹市人権教育・啓発推進協議会との連携を図りながら、生涯学習としての人権学習へ深化を図る取組を進めます。

### 9 外国語教育や多様な文化の学習の充実

外国語教育では、外国語の習得だけではなくコミュニケーションを図る能力を高めながら、国内外の文化的多様性や相互理解の充実を図ります。

#### 9-1 グローバル人材の育成

- ・ 身の周りの社会環境に目を向けるとともに、グローバルな視点を持って、持続可能な社会環境を守り育むことの大切さを実感できる学習を展開します。



- ・ 小学校においては、中学年より英語に慣れ親しみ、英語を使ってコミュニケーションを図ろうとする意欲を育み、高学年からは、より実践的なやり取りに挑戦し、コミュニケーションの基礎を身につけていきます。
- ・ 中学校においては、小学校英語の取り組みを踏まえ、円滑な接続を通して4技能5領域（聞く、話す「やりとり」「発表」、読む、書く）を統合した英語力の向上を図ります。
- ・ 全教科全領域において個人としてのアイデンティティを育む指導を行い、全ての人々や多様な文化に対する理解を深め、尊重し、積極的に他者とつながろうとする態度や資質を養います。

## 10 ユニバーサルデザイン環境の構築やバリアフリー意識の啓発・浸透

全ての人々が利用しやすい施設の整備や、全ての人々が学びやすい教育環境の整備に努めます。また、個別の教育的ニーズに対応できる教育機会の確保や、個別指導支援環境の整備に努めます。交流や共同学習活動を通じて、様々な障がいのある人もない人も、個々の違いを個性として尊重し、認め合う意識の啓発浸透に努めます。

### 10-1 障がいに対する正しい理解の促進と切れ目のない支援の充実

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「移行支援シート」を作成・活用し、校種間や関係機関との連携によって、切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・ 校園長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター等を中心に校内委員会を機能させ組織的に適切な指導支援を行います。



### 10-2 各校園における教育・保育のユニバーサルデザイン化

- ・ インクルーシブ教育の構築を目指して、すべての幼児にとって遊びたいと思える、またすべての児童生徒にとって学びやすい授業や教育環境の整備を推進します。

### 10-3 「心のバリアフリー」の意識の啓発・浸透

- ・ 生涯学習の場での障がい児者やLGBTQなどの性的マイノリティーの理解教育や共同学習、交流を通して、様々な心身の特性や考え方を理解するとともに、互いに認め合い尊重し合う「心のバリアフリー」の意識の啓発浸透を図ります。

## 自己肯定感・有用感の育成

### 11 生涯にわたる学習機会と自発的な学習活動への参加の促進

人生100年時代に突入し、少子高齢化が予測される本市において、生涯学び続ける基盤を整えることは、豊かな人生を過ごすことにつながるとともに、人材育成やまちの活性化にもつながります。そのために、市民個々の能力や活動を掘りおこし、魅力的な学習機会につなげます。

#### 11-1 児童生徒が主体的に取り組むキャリア教育の推進

- ・ 一人一人の社会的職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、キャリアパスポートを活用して、「人間関係・社会形成能力」「自己理解・管理能力」「課題対応能力」といった基礎的汎用的能力の育成を図ります。



- ・ 職場体験学習や様々な体験活動、講話等から、そこに関わる方々の多様な生き方・考え方に触れることを通して、働くことの意味や目標や夢に向かって努力することの意義についての理解を深めます。

### 11-2 自ら学ぼうとする意欲の向上

- ・ 学校運営協議会や熟議で協議された教育内容について、カリキュラムマネジメントを行い、「社会に開かれた教育課程」を実践しながら、児童生徒が自ら学ぼうとする力を育成します。

## 12 さまざまな学習機会の創出と異年齢での学びや交流の場の推進

地域で活躍する人、地域社会を支える仕組みなど、地域社会で受け継がれてきたことや、地域を支えてきた「人・もの・こと」を広め、発展継続していくよう様々な学習機会を創出します。また、就学前を含めた校種間連携や、子どもから大人までが集える学びの機会と交流の場を創出します。

### 12-1 子どもから大人までが集える機会の創出

- ・ 学校運営協議会と地域学校協働本部を一体的に推進することで、幅広い年齢層がふれあう機会を創出します。



### 12-2 校種間連携教育の推進

- ・ 校種間の連携を進める「中学校ブロック校種間連携推進協議会」の取組を通して、幼児児童生徒の豊かな学びと育ちを促進します。

### 12-3 社会教育施設を活用した親子体験活動等の充実

- ・ 郷土資料館等を活用した様々な体験活動の取組の充実を図ります。

### 12-4 切れ目のない円滑な指導體制の推進

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共有した上で、「幼小接続事業」及び「スタートカリキュラム」を活用するなど、就学前教育と義務教育との連携を通して円滑な学びをつないでいく取組を進めていきます。

## 13 生涯にわたって誰もがスポーツを楽しみ、文化に親しめる仕組みの整備

人生100年時代を迎え、健康で充実した人生を過ごすことができるよう、健やかな体をつくとともに、スポーツや文化芸術を楽しみ、心豊かに生活できる仕組みを整えます。

### 13-1 「南丹市スポーツ推進計画」の具現化

- ・ 南丹市スポーツ推進計画の具現化に向けて、幼児から高齢者まで誰もがスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

### 13-2 文化芸術活動の充実とその魅力の発信

- ・ 各校園において、地域と協働して地域の伝統文化に触れる機会を設け、様々な文化芸術活動を体験又は鑑賞することにより、地域及び文化に対する理解と愛着を深めます。また、児童生徒の表現力や伝統文化の継承・発展および新たな文化の創造への意欲を高めます。

### 13-3 文化力の掘り起こしと向上に向けた支援

- ・ 市域に潜在する社会教育団体の持つ文化力の掘り起こしと活用を進め、本市ならではの文化力の向上と継承を図ります。



### 14 地域資源を活用した体験や学べる環境の整備

自身が生まれ育ち、生活する地域の歴史、先人の知恵や工夫を深く学ぶことで、地域や世界で活躍できる人材を育成する環境を整えます。また、自然豊かで魅力ある南丹市において、その素晴らしさを体感することで、感性を磨くとともに地元への愛着を高めます。

#### 14-1 地域社会をキャンパスとした学習の充実

- ・ 「社会に開かれた教育課程」を編成する際に、地域の特色、地域の人々の願い等を考慮し、教科横断的に地域の自然産業・仕事・人々の願い等から学ぶ活動を位置付け、地域と一体になってふるさとを深く学ぶ学習の充実を図ります。
- ・ ふるさと学習や「地域道徳」の推進に当たっては、地域連携担当教職員と地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が緊密に連携し、地域人材との協働活動や地域資源の有効活用に努めます。



#### 14-2 地域資源に触れる機会の充実

- ・ 現地学習や市民講座等を開催し、実際に地域資源に触れる機会を提供します。

#### 14-3 自然体験活動を通じた学びの再構築とその充実

- ・ 地域と学校、社会教育施設等との協働により、自然体験活動等の新たな学習機会を創出します。また、豊かな体験を通して自然科学をはじめとする様々な科学について学び、「環境問題」についても考える機会を創出します。

### 15 子どもが地域社会で活躍できる場や地域人材が学校で活躍できる場の創出

子どもが地域社会の一員として、役割を担い活躍・貢献することで、自己肯定感や自己有用感を実感できる機会や場を創出します。また、地域学校協働活動を推進し、地域人材が学校で活躍できる機会や場を創出します。

#### 15-1 「地域とともにある学校づくり」推進体制の構築

- ・ 学校管理職のマネジメント力を向上させるとともに、コミュニティスクールに対する教職員の意識の向上を図り、「社会に開かれた教育課程」の実践を図ります。

#### 15-2 地域学校協働活動の推進

- ・ 学校運営協議会等で地域・家庭・学校が共有した目標の実現に向けて、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）と地域人材との連携を充実させ、「社会に開かれた教育課程」の実現と地域人材の活躍の場の充実を図ります。

#### 15-3 児童生徒と地域がともに学ぶ機会の充実

- ・ 地域文化の掘り起こしを行い、児童生徒と地域が共に学ぶ機会を充実させ児童生徒の地域の一員としての自覚を育むとともに、地域の方々の学校教育に対する関心と参画意識を高め、地域の活性化を図ります。



#### 15-4 地域連携等による体験活動の充実

- ・児童生徒の社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すために、学校と地域社会の連携協働のもと、市内の様々な教育資源を活用した自然体験活動、文化芸術体験活動、ボランティア体験活動等の充実を図ります。

## 文化芸術の継承・発展による文化力の向上

### 16 文化芸術の魅力の情報発信と文化芸術を楽しめる環境の構築

地域が持つ文化や芸術の魅力を発掘・整理するとともに、それらの価値が認識され、理解が深まるよう展覧会等の充実を図ります。また、文化や芸術の魅力を発信・受信する楽しみや喜びを味わい、共有する機会の充実に努め、市民の感性や文化力を向上させます。

#### 16-1 文化芸術に係る展覧会等の充実

- ・公演活動や展覧会等を開催し、地域文化の魅力発信継承します。

#### 16-2 団体や個人の発表の場となる環境の整備

- ・団体や個人の発表の場となる社会教育施設等の環境整備を行い、機会の充実を図ります。

#### 16-3 文化芸術に親しみ、感性を高められる機会の創出

- ・社会教育施設を活用して文化芸術に触れる展覧会や鑑賞事業等を企画し、市民それぞれが感性を高められる機会を提供します。



### 17 市の文化財の魅力の創出と発信

本市が誇る豊かな自然と文化、歴史の魅力を発掘・整理し、記録・保存・保護するとともに、それらを学び、活用することを通して市の内外に魅力を発信し、市民が誇りを持ってふるさとを語る気運を高めます。

#### 17-1 文化財の魅力の創出・発掘

- ・有形・無形文化財の基礎的データの収集および、保護と活用とを並行して実施し、地域から親しまれる文化財の魅力創出・発掘します。

#### 17-2 地域の伝統文化の記録保存

- ・地域に残された伝統文化を記録保存し、展示会や記録映像等で後世に伝えます。

#### 17-3 文化財の魅力の効果的な発信

- ・市の広報誌やCATV、SNS等を活用し、文化財の効果的な魅力発信に努めます。

#### 17-4 文化博物館・郷土資料館活動の充実

- ・文化博物館・郷土資料館の調査や成果を展示会等で公開・発信し、市の魅力を伝える取組を行うとともに出前講座等の情報発信に努めます。

#### 17-5 市内の各種団体等との連携体制の強化

- ・市内の各種団体等の活動を支援するとともに、観光振興や地域振興の担当部署と連携して文化財の保存・魅力創出のための体制を整備します。

#### 17-6 子どもや若者を対象とした文化財の魅力創出策の充実

- ・子どもや若者を対象とした体験講座や講演会等を開催し、文化財の魅力に触れる取組の充実を図ります。



森・里・街・ひとがきらめくふるさと



南丹市

NANTAN CITY

## 南丹市教育委員会

〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地

TEL : 0771-68-0055 (代表) FAX : 0771-63-2850 (共通)

<https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/112/index.html>

【 教育総務課 TEL : 0771-68-0055 】

【 学校教育課 TEL : 0771-68-0056 】

【 社会教育課 TEL : 0771-68-0057 】

